

# 令和2年度奈良市市内業者優先発注に係る実施方針

## 1 目的

この方針は、令和2年度において奈良市が実施する公共調達について、市内業者優先発注に係る実施方針を定め、適正な競争原理の下で公正性を確保した上で、市内業者への優先発注を通し、新型コロナウイルス感染症の影響による市内経済の活性化及び市内業者の育成を図ることを目的とする。

## 2 適用の対象

本実施方針の適用の対象は、本市が実施する公共調達とする。

## 3 定義

市内企業	市内業者	奈良市内に本社、本店を有する事業者
	準市内業者	奈良市外に本社、本店を有するが、奈良市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約締結、納入、代金の請求・受領その他契約履行に関する権限が与えられた者がいる事業者
市外企業	県内業者	奈良市外(県内)に本社、本店、支社、支店、営業所等を有する、準市内業者に該当しない事業者
	県外業者	上記以外の事業者

## 4 実施方針

### ① 【**建設工事及び建設工事に係る業務委託**】

- ① 原則として、市内業者の選定を優先する。
- ② 奈良市建設工事等入札参加資格者から選定する。
- ③ 技術的難易度の高い建設工事において市内業者では対応できない又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、事業者の有する資格、工事施工及び業務履行の成績及び実績、工事経歴や業務経験による施工及び履行能力等を総合的に勘案して、準市内業者、県内業者、県外業者の順に対象を拡大する。
- ④ 受注者に対し、**下請負・建設資材・物品等調達等においても、市内業者に発注するよう要請するものとする。**
- ⑤ 市内業者の受注機会の拡大や経営の安定化に向け適正な工期の設定とともに、工事及び業務の計画的な発注による平準化に努めるものとする。

**② 【物品の購入、製造(印刷製本)の請負、修繕】**

- ① 原則として、市内業者の選定を優先する。
- ② 原則として、奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者から選定する。
- ③ 市内業者のみでは競争性が確保されないとき又は調達や対応ができないときは、準市内業者、県内業者、県外業者の順に対象を拡大する。
- ④ 物品や修繕(小規模な修繕)において同等品や同質材料での対応が可能なら、メーカー指定を極力避けるなど価格の競争性を確保して、特定の業者に偏する事なきよう考慮する。
- ⑤ 奈良市が行う各種行事の記念品等の発注においても、市内で生産、製造、加工されるもの又は市内代理店等から調達されるものなら、可能な限り市内業者を活用する。

**③ 【委託(建設工事に係る業務委託を除く委託)、手数料、保険料等その他の契約】**

- ① 原則として、市内業者の選定を優先する。
- ② 原則として、奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者から選定する。
- ③ 奈良市において履行実績のない業務及び技術的難易度の高い業務で市内業者のみでは対応ができない又は競争性が確保されないときは、事業者の有する資格や実績等を総合的に勘案して、準市内業者、県内業者、県外業者の順に対象を拡大する。
- ④ 契約の成立及び業務の履行に支障がない範囲で、業務委託における受注者の再委託においても、可能な限り市内業者の活用に努めるよう要請する。

5 実施方針の解釈、運用、適用

- (1) 本実施方針は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上、契約の目的の達成のために合理的な範囲で発注方法を見直し、市内業者の優先の余地を考慮する契機とするものであって、いたずらに入札参加資格を有しない企業を本市の公共調達から排除することを目的とするものではない。また、本実施方針は市内業者の受注機会の確保を目的とするものであり、市内業者が奈良市のすべての公共調達契約を受注することを目的としたものではない。
- (2) 本実施方針の運用においては、市内業者の受注機会の確保及びその育成に努めると同時に、市内業者の自主的な努力を助長し、感染症拡大防止対策により影響を受けた地域経済の早急な回復に向けたうえで公正な競争が行われるよう配慮するものとする。
- (3) 本実施方針の適用については、令和2年度限りとする。